

そろそろ梅雨入りの便りが聞かれる頃となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

## 国内動向▶▶▶▶▶

### ① 化審法：POPs 条約廃絶対象 3 物質群を第一種特定化学物質に指定（厚生労働省・経済産業省・環境省）

5月22日、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン(MCCP)、長鎖ペルフルオロアルカン酸(LC-PFCA)とその塩、及びLC-PFCA関連物質を第一種特定化学物質に追加指定等するための政令が公布された。11月22日に施行予定。

[もっと詳しく](#)

[経済産業省（「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました）官報（令和8年5月22日）](#)

### ② 化審法：優先評価化学物質のリスク評価ステータスを公表（厚生労働省・経済産業省・環境省）

経済産業省は、4月30日、2026年4月1日時点での化審法における優先評価化学物質のリスク評価状況に関する「優先評価化学物質のリスク評価ステータス」を公表した。

[もっと詳しく](#)

[経済産業省（優先評価化学物質のリスク評価ステータス）\(PDF\)](#)

## 海外動向▶▶▶▶▶

### ① 新規 POPs 候補物質 2 物質群の検討開始を公表（POPRC）

国連の残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）は、5月8日付で公表された第22回POPRC会合（9月21日～25日）の暫定議題（Provisional Agenda）において、デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）及びその関連物質である臭素化1,1'-エタン-1,2-ジイルビスベンゼン（提案国：ノルウェー）、並びにビス（2-エチルヘキシル）テトラブロモフタレート（TBPH）（提案国：EU）の2物質群について、ストックホルム条約附属書A（廃絶）、B（制限）又はC（非意図的生成物）への収載提案の検討開始を公表した。

[もっと詳しく](#)

[POPRC（Twenty-second meeting of the Persistent Organic Pollutants Review Committee）](#)

### ② 成形品中の2,4-ジニトロトルエンをREACHの制限対象に採択（欧州委員会）

欧州委員会は、4月20日付けでREACH規則附属書XVII（制限リスト）に2,4-ジニトロトルエンを含有する成形品を追加する改正規則を公布した。2,4-ジニトロトルエンの濃度が0.1重量%以上の成形品については、2027年5月10日以降、業務用及び一般消費者向けの上市及び使用が禁止される。自動車用途については36か月の移行期間が設けられ、2029年5月11日以降に適用される。また、爆発物、軍用品及び警備用弾薬に加え、玩具、医療機器、食品接触材料等、他の規制の対象となっている製品群は適用除外とされる。

[もっと詳しく](#)

[EUR-Lex（COMMISSION REGULATION \(EU\) 2026/859 of 20 April 2026）](#)

### ③ 1,2-ジクロロエタンのTSCAリスク評価結果を公表（米国EPA）

米国環境保護庁（米国EPA）は、5月6日、有害物質規制法（TSCA）に基づく1,2-ジクロロエタンの最終リスク評価結果を公表した。同物質は評価対象となった使用条件（COU）の多くにおいて労働者に対し不当なリスクをもたらすと判断され、特に吸入及び皮膚ばく露による非発がん性影響（嗅覚障害、腎毒性等）及び発がんリスクが確認された。一方で、消費者及び一般市民並びに環境については、不当なリスクは認められないと結論付けられている。今後、リスクが特定された使用条件に対してリスク管理規則が策定される予定である。

[もっと詳しく](#)

[U.S.EPA（Risk Evaluation for 1,2-Dichloroethane）](#)

[U.S.EPA（EPA Will Regulate 15 Uses of 1,2-Dichloroethane）](#)

### ④ PFAS に対する国家飲料水規制の見直しに向けた提案を公表（米国EPA）

米国EPAは5月18日、6種のポリ/ペルフルオロアルキル化合物（PFAS）に対する国家第一種飲料水規制（NPDWR）の見直しに向け、2件の規則案を公表した。ペルフルオロオクタン酸（PFOA）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）については法的拘束力のある最大汚染レベル（MCL）を維持し、申請により、2029年4月までの遵守期限を2031年4月まで最大2年間延長する案が示された。また、ペルフルオロノナン酸（PFNA）、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）及びGenX（HFPO-DA）並びにこれら3種とペルフルオロブタンスルホン酸（PFBS）の混合物については、2024年規則で設定されたMCL等の関連規定を撤回し、安全飲料水法（SDWA）に基づく手続きの見直しを行うことが提案されている。各案の意見募集は7月20日まで実施される。

[もっと詳しく](#)

[U.S.EPA（Proposed PFOA and PFOS Compliance Extension Rule）](#)

[U.S.EPA（Proposed PFAS Rescission Rule）](#)

## 特集：再生プラスチック含有製品中の化学物質の安全性等への対応② (海外の安全性評価事例の紹介)



本号では、先月号で紹介した「再生プラスチックを含む消費者製品中の化学物質の調査 (Danish EPA, 2025)<sup>\*1</sup>」で実施された繊維製品中の4,4'-メチレンジフェニルジイソシアネート (略称：MDI) の経皮ばく露に関するリスク評価について紹介します。

\*1: <https://www2.mst.dk/Udgiv/publikationer/2025/09/978-87-7564-041-6.pdf>

### 【溶出試験】

再生プラスチックを含む繊維製品を対象に、ガスクロマトグラフ-質量分析計 (GC-MS) によるスクリーニング分析が実施され、製品中の含有が確認された懸念物質について、人工汗液を用いる溶出試験が実施されました。

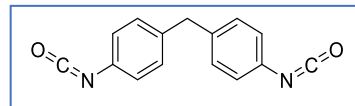


図 MDI の構造

37℃の人工汗液へ 12 時間攪拌して浸漬した結果、レインジャケットから人工汗液への MDI の溶出量は、12 時間あたり  $2.1 \times 10^{-4}$  mg/cm<sup>2</sup> (人工汗液中濃度として 21 mg/kg) でした。

### 【ばく露評価】

「1 日に 12 時間レインジャケットを着用した子供の、洋服から露出している前腕部分が経皮接触する」というばく露シナリオに基づき、子供の体重 (15.6 kg)、皮膚接触面積 (前腕：371.7 cm<sup>2</sup>)、1 日の着用時間 (12 時間) から、経皮ばく露量は、0.005 mg/kg/日と算出されました。

### 【有害性評価/リスク評価】

MDI は、CLP 規則における調和分類では皮膚感作性区分 1 とされている感作性を有する化学物質ですが、経皮ばく露に関する有害性評価値は設定されていないため、定量的なリスク評価は実施されませんでした。

MDI は REACH 規則における制限物質であり、消費者向けの混合物中における濃度について、0.1% (1000 mg/kg) という制限が定められています。スクリーニング分析における繊維製品中の MDI 含有量は 0.1%未満であり、人工汗液中の MDI 濃度 21 mg/kg も 0.1%未満であることから、本評価では、レインジャケット着用時の経皮ばく露による MDI のリスクの懸念は低いと予想されています。

**CERI では、再生プラスチック製品に含まれる化学物質の人工汗液への溶出試験及び、その結果を用いるリスク評価を行っていますので、ご相談ください。**

## お知らせ

- CERI寄附講座のご案内：令和8年度前期CERI寄附講座が九州大学及び東京科学大学で開催されます。化学物質の安全性、リスク評価等に関する内容もございますので、ご興味のある方は是非ご受講ください。なお、スケジュール等の詳細は各HPでご確認ください。
  - ☞九州大学 CERI寄附講座 (5月20日 (水) から前期講座を開講 (全7回14講座))  
九州大学伊都キャンパス (福岡県福岡市) とオンラインのハイブリッド開催となります。
  - ☞東京科学大学 CERI寄附講座 (6月6日 (土) から前期講座を開講予定 (全6回12講座))  
東京科学大学手島精一記念会議室 (東京都目黒区) とオンラインのハイブリッド開催となります。
- 日本動物実験代替法学会主催技術セミナー：試験法開発者、熟練者等による実技指導もあります。
  - ☞眼刺激性試験代替法技術セミナー (資料準備のため 6 月 10 日(水)までのお申込みにご協力下さい。)  
日程：7月14日(火)～15日(水) | 場所：日光ケミカルズ中央研究所 東京都板橋区蓮根 3-24-3

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問合せください。

**CERI** 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**  
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：福島、田辺、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: [cac-reach@ceri.jp](mailto:cac-reach@ceri.jp)